【フランス】家庭内暴力に対抗するための法律の制定

主幹 海外立法情報調查室 三輪 和宏

*2019 年 12 月 28 日に、家庭内暴力に対して行動するための法律第 2019-1480 号が制定された。同法は、保護命令の発出手続の改善、「重大な危険を通報する電話」の貸与要件の緩和、住宅へのアクセスを被害者に保障する措置の試行を主な内容とする。

1 背景と経緯

フランスでは、家庭内暴力で命を奪われる事件が後を絶たず、毎年 200 人近くの者が亡くなっている。このうち、成人女性が被害者である割合は約 70%である。2013 年~2017 年の 5 年間の推移を見ても、この状況は改善しておらず、特に女性に対する家庭内暴力を防止するために何らかの対策が求められていた」。

家庭内暴力の防止については、2010年の保護命令(Ordonnance de protection)制度の導入や刑事罰の強化など対策が講じられてきた。保護命令制度は、カップル(婚姻、民事連帯契約(PACS)又は内縁によって形成されるもの)のうちの片方が暴力を振るう者(以下「加害者」)になっている場合、もう片方の暴力を受ける者(以下「被害者」)からその加害者を引き離し、訪問や連絡を禁止する等の命令を、家族事件裁判官(Juge aux affaires familiales)が発出できるという制度である(民法典2第515-9条)。

2019年になり、家庭内暴力の防止策を一層充実するために、新しい立法が行われた。関連の政府提出法律案が2019年8月28日にフランス議会の下院に提出され、この法律案に対して、審議促進手続3が適用された。その後、法律案は、両院協議会を経て、同年12月11日に下院を、同月18日に上院を通過した。同月28日に大統領審署を経て、「家庭内暴力に対して行動するための法律第2019-1480号」(以下「家庭内暴力法」)4が制定された(公布は翌29日)。

2 主な内容

この法律は、全6章19か条から成る。主な規定の内容は、次のとおりである。

(1) 保護命令の発出に当たって同居は要件としないことに関する規定(第3条)

従来、家族事件裁判官が保護命令を発出するために、カップルの同居を要件とするか否かについては、法令に規定がなかったため、同居は要件としないことを規定した。

(2) 保護命令の請求手続の改善(第2条1°)

カップルのうちの被害者は、保護命令の発出を、居住地を管轄する家族事件裁判官に請求することができる。この請求において、加害者に対する刑事告訴が事前に行われていることを要

_

^{*} 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020年9月10日である。

¹ Aurélien Pradié, Assemblée nationale Rapport, n° 2283, 2019.10.2, pp.10-12.

² Code civil. https://www.legifrance.gouv.fr/affichCode.do;jsessionid=D6B794D469BF3351418E842C4777C2AF.tplgfr22s_3?cidTexte=LEGITEXT000006070721&dateTexte=20200410

³ 先議の院で法律案提出から 6 週間、後議の院で法律案の送付後 4 週間が経過した後でなければ、本会議の審議を行うことができないという原則について、これを適用しないことを認める手続。フランス憲法(1958 年制定)第 42 条第 4 項で規定。

⁴ Loi n° 2019-1480 du 28 décembre 2019 visant à agir contre les violences au sein de la famille. https://www.legifrance.gouv.fr/jo_pdf.do?id=JORFTEXT000039684243

件とする旨の法令の規定は、従来から存在しなかった。しかし、被害者側の弁護士が、刑事告訴が行われていないため、あえて保護命令の発出請求を行わないというケースがあったため、保護命令の発出のために事前の刑事告訴を必要としない旨の明確な規定を設けた。

(3) 保護命令の発出における期限の設定(第4条1°a))

従来、民法典第515-11条第1項において、家族事件裁判官が保護命令を発出するに当たっては、速やかに行うことを規定していた。家庭内暴力法では、迅速な発出のために、関連の法廷の開催日程を決定してから6日以内に保護命令を発出するものとし、その期限を明確にした。

(4) 保護命令の内容の拡充(第4条1° c) 及びd)、第4条2°)

保護命令で、家族事件裁判官が特に指定する場所(ただし、被害者が通常いる場所でなければならない。)を加害者が訪れることを禁じることができるものとした。具体的には、職場や学校が想定されている。

また、保護命令において加害者に対して被害者との面会や交流を禁止するケースでは、同命令で、武器の所持及び携行を加害者に対して原則として禁じるものとした。さらに、同様のケースでは、同命令で、加害者と被害者が距離的に接近した場合に、被害者にそのことを知らせる電子通信機器(電子ブレスレット等)⁵の着用・携行を命じることができるものとした。ただし、この命令を行うには、そのことに対する両者の同意が必要である。

(5) 「重大な危険を通報する電話」を貸与されるための要件の緩和(第17条)

被害者が、「重大な危険を通報する電話(Téléphone grave danger)」「の貸与を認められるための要件を緩和した。従来、この電話を貸与されるためには、①被害者が加害者と同居していないこと、②刑事罰・保護命令等において加害者が被害者と連絡を取ることを禁じられていることの2つが要件とされてきた。しかし、②の要件が緩和され、明確かつ差し迫った危険がある場合には、加害者が逃走中であったり、又は刑事罰・保護命令等で連絡を取ることが禁じられる前の段階であったりしても、貸与が認められるようになった。

(6) 住宅へのアクセスの保障(第15条)

被害者が、加害者から離れて転居しやすくなるように、次の2つの措置を3年間の期限付きで試行するものとした。①適正家賃住宅組織が所有・管理する社会住宅⁷を第三者⁸に貸し出し、その第三者が、当該社会住宅を被害者に対して一時的に貸し出すという住宅転貸制度を設ける。②被害者に借家に際して必要な費用(敷金、最初の数か月分の家賃)を支援し(助成金支給又は融資)、また経済的に困窮した場合の家賃支払保証サービス(一種の保険)を提供する。

参考文献

- Aurélien Pradié, Assemblée nationale Rapport, n° 2283, 2019.10.2. http://www.assemblee-nationale.fr/dyn/15/rapports/cionlois/l15b2283 rapport-fond.pdf>
- Marie Mercier, Sénat Rapport, n° 96, 2019.10.30. https://www.senat.fr/rap/119-096/119-0961.pdf>

⁵ 加害者が着用する機器としては腕時計や足首に着ける輪に似た形状のもの、被害者側の機器としては携帯電話に似た形状でバッグやポケットに入れることができるものが製品化されている。いずれも、位置情報を発信する。

⁶ 警察への緊急通報ボタンが装着され、かつ、位置情報を伝達できる機能を持った携帯電話。共和国検事から、更新可能な6か月単位で貸与される。

⁷ 社会住宅(公営住宅)とは、供給・管理に対して公的助成が行われる賃貸住宅である。その運営組織は、適正家賃住宅組織と呼ばれ、具体的には、住宅公社 (Offices publics de l'habitat) などがある。

⁸ 例えば、住宅の転貸で実績があるアクスィオン・ロジュマン(Action logement)が第三者となり、家庭内暴力に関連した援助団体と協力し転貸事業を進めることが想定される。アクスィオン・ロジュマンは、勤労者の居住支援を行い、また社会住宅の管理を行う非営利社団で、傘下に、事業会社として居住支援サービス提供会社、住宅管理会社を持つ。Marie Mercier, Sénat Rapport, n° 96, 2019.10.30, pp.21-22.